

取扱説明書

戸建住宅用ディスポーザ 排水処理システム

DDY-K型

.....《目次》.....



1. はじめに	1
2. ディスポーザ排水処理システムについて	1
3. 各部の名称と働き	2
4. 一般的留意事項	3
5. ご使用になる前に	4
6. ご使用の際のご注意	5
7. 正しい維持管理を	7
保証書（排水処理部）	8

.....

注意

取扱説明書本文に出てくる警告および注意表示の部分は、本システムを使用する前に特に注意深く読み、よく理解してください。

本書には保証書を添付しています。保証書に所定の記載事項が記載されているか確認してください。保証書は再発行いたしませんので、大切に保管してください

表示	意 味
 警告	この表示を無視して、誤った取り扱いをすると、人が死亡、重症を負う可能性、または物的損害の可能性が想定される内容を示しています。
 注意	この表示を無視して、誤った取り扱いをすると、人が傷害を負う可能性や物的損害の発生が想定される内容を示しています。

※ 物的損害とは、家屋・家財および家畜・ペットにかかわる拡大損害を示します



安全にお使いいただくために

本システムを安全に使用していただくために、下記のことを必ずお守りください。これらの注意事項は、安全に関する重要な内容です。

警告 1) 開口部からの転落・傷害事故防止

- 開口部のフタは、必ず閉めてください。
- フタのひび割れ・破損などの異常を発見したら、直ちに交換してください。
- フタは、子供には触らせないでください。
- フタを地面やコンクリート面などに置く場合は、落下させずに丁寧に置いてください。
- フタには、規定の安全荷重を超える車両や重量物などを載せないでください。

これらの注意を怠ると、転落・傷害の生ずる恐れがあります。

警告 2) 感電・発火事故防止

- ブロワのカバーは、開けないでください。
- ブロワの近く（約50cm）には、モノを置かないでください。
- 電線・電源コードの上には、モノを置かないでください。
- 電源プラグは、ほこりが付着していないか、1年に1回以上は確認してください。
- ブロワの電気系統が故障した場合は、維持管理業者又は工事業者に連絡してください。

このような注意を怠ると、感電・発火が生じる恐れがあります。

注意 3) 荷重による器物破損・傷害事故防止

- 埋設工事後の処理装置の上には、規定以上の重量物を載せないでください。

これらの注意を怠ると、器物破損・傷害が生じる恐れがあります。

1. はじめに

このたびは戸建住宅用ディスポーザ排水処理システムDDY-K型を設置いただきまして、ありがとうございます。

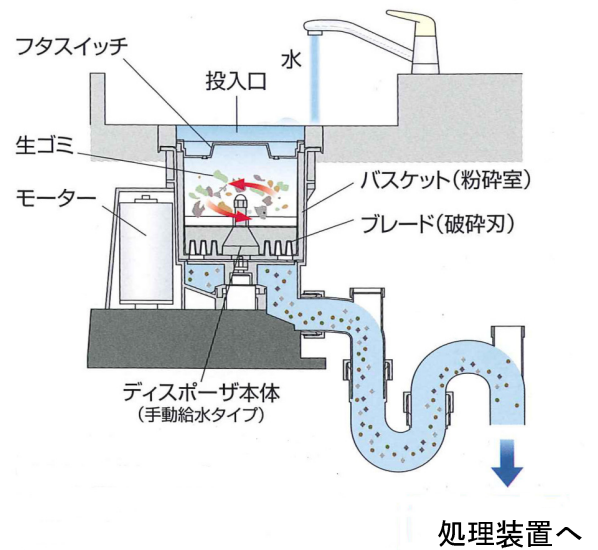
本処理装置が所定の機能を果たすために、以下に示します説明を充分にご理解いただいたうえで、正しくご使用していただくようお願い申し上げます。

※ 現場の状況および行政庁等の指導により、一部仕様の異なる場合があります。

2. ディスポーザ排水処理システムについて

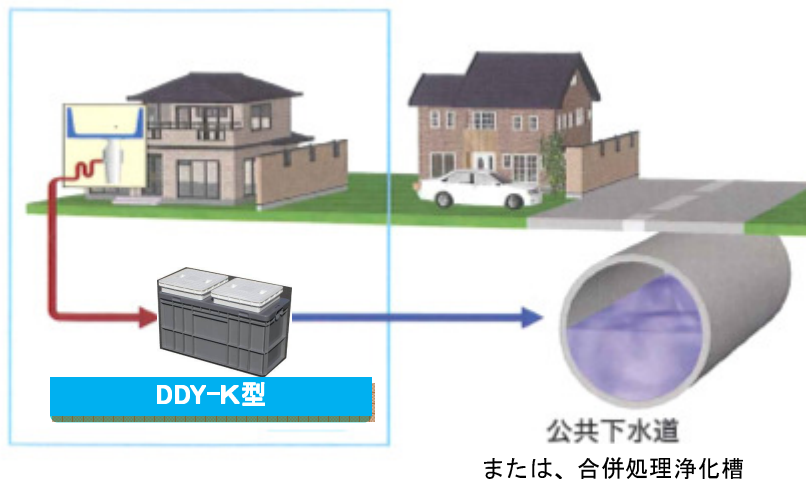
ディスポーザ排水処理システムは、ディスポーザによる粉碎生ゴミおよびキッチン排水を処理し、公共下水道または合併処理浄化槽へ放流（接続）するための装置です。

DDY-K型の場合、排水（台所排水、粉碎生ゴミ）は無機分離槽に導かれ、ここで比重の大きな無機固形物が分離貯留されます。分離後の排水は、好気可溶化槽の分離部で大きなSSが攪拌部に沈降し、上澄水が流動床へ移行します。流動床では槽内の流動担体に付着した好気性微生物の働きにより浄化され、分離槽でSSを分離した後に放流されます。分離槽で分離したSSはエアリフトポンプで流動床から無機分離槽または好気可溶化槽の分離部へ送られ、流入水に含まれる有機性のSSとともにばっ気され、好気性微生物によって可溶化・消化を受け減量されます。なお、本ディスポーザ排水処理システムは「戸建住宅用」として位置付けられます。



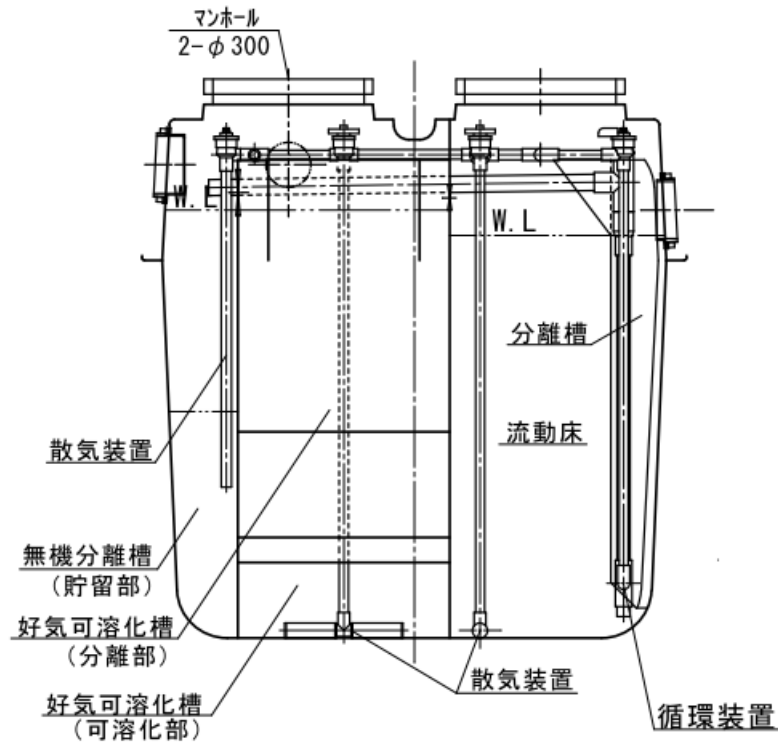
※全ての生ゴミが粉碎処理できるわけではありません。
詳しくはディスポーザ本体のカタログをご覧ください。

ディスポーザの仕組み(参考)



3. 各部の名称と働き

DDY-K型の各部の名称と働きは以下の通りです。



① 無機分離槽

鳥骨、卵殻などの比重の大きい無機系固形物を分離貯留するために設けており、攪拌部と貯留部で構成されています。貯留した無機固形物は、適宜、清掃をおこないます。

② 好気可溶化槽

粉碎生ごみ中の有機固形分を細粒化・可溶化するために設けています。分離部と可溶化部で構成され、流入水中の固形物が速やかに分離部から可溶化部へ移送されます。可溶化部で細粒化・可溶化された有機物は再び分離部を通過して流動床へと移行します。

③ 流動床

槽内に充填した流動担体に付着した微生物の働きにより、排水中の汚濁分を吸着・分解します。また、流動床または分離槽より、余剰汚泥の返送が行われます。

④ 分離槽

流動床からの移流水を重力沈殿により固液分離し、上澄みとして放流水を得ます。

4. 一般的留意事項

- ① 処理装置の機能を正常に維持するために、次の事項を守るようにしてください。
 1. 使用水は、適正量とすること。
 2. 殺虫剤、防臭剤、油脂類等、処理装置の正常な機能を妨げるものは、混入させないこと。
 3. 処理装置には、流し台から以外の排水を混入させないこと。
 4. ブロワの電源を切らないこと。
 5. 処理装置の上部または周辺には、保守点検または清掃に支障を及ぼす恐れのある構造物を設けないこと。
 6. 処理装置の上部には、その機能に支障を及ぼす恐れのある荷重をかけないこと。
 7. 排気管の開口部をふさがないこと。
 8. 処理装置に故障または異常を認めたときは、直ちに維持管理者にその旨を通報すること。

- ② 処理装置の保守点検・清掃には、それぞれ技術上の基準がありますので、維持管理は当社指定の保守点検業者と契約してください。
汚泥引き抜きなどの清掃は、市町村長の許可を受けた清掃業者に依頼してください。

- ③ 1年に1回以上、指定検査機関の水質検査を必ず受けてください。
この検査で不詳なことは、弊社または維持管理者にご相談ください。

- ④ ブロワなどからの異常な騒音・振動や悪臭などでお困りのときは、施工業者または維持管理者にご相談ください。

- ⑤ 処理装置の施工要領書や維持管理要領書、取扱説明書などを紛失・汚損された場合は、弊社にご連絡ください。直ちにお送りいたします。
その他、不詳な点は、弊社お客様窓口にお問い合わせください。

5. ご使用になる前に

維持管理契約はお済みになりましたか

処理装置の正常な働きを維持するために、定期的に維持管理（保守点検および清掃）を2ヶ月に1回以上、また、水質に関する検査を1年に1回以上受けなければなりません。

汚泥引き抜きなどは、都道府県および市町村の登録・許可業者にご依頼ください。

なお、処理装置は、弊社独自の処理方式ですので、弊社推薦の維持管理業者と契約することをお勧めいたします。

契約がまだお済みでなければ、お買い上げ業者または、弊社お客様窓口へご連絡ください。維持管理業者をご紹介します。

6. ご使用の際のご注意

●ディスポーザで粉碎処理可能な食品生ごみ以外は投入口に絶対に入れないでください。故障や排水管の詰まりの原因になります。また、処理装置で正常な処理ができなくなります。

【処理対象生ごみ】

戸建住宅の各住戸より発生する食品生ごみ
 残飯，調理くず（麺類，野菜類，果実類，肉類，魚類など）
 その他（だし昆布，茶殻など）

【処理対象外生ごみ】

項目	品名
ディスポーザが作動しなくなったり、ディスポーザの刃を傷めるもの	スプーン・フォーク・王冠・プルトップ栓などの金属，コップ・瓶などのガラス片，茶碗・皿・箸置きなどの陶器片，石，砂またはそれらに類するもの
ディスポーザは作動するが、粉碎できずにディスポーザ内部に残るもの また、配管詰まりを起こしやすいもの	卵の殻，鰻などの生魚の皮，生の鶏の皮，牛・豚の骨，全ての貝殻，バナナのへた（なり口），とうもろこし・パイナップルの芯・皮，筍の皮，栗の皮，大量の枝豆，割り箸，豆腐・納豆などのプラスチック容器，竹串，爪楊枝，マッチ棒，輪ゴム，包装紙（ラップ），生ゴメ（一度に大量のご飯），アルミホイル，ビニール袋，発泡スチロール，トレイ，キッチンペーパー，ティッシュペーパー，針金，またはそれらに類するもの
ディスポーザや配管を傷めるもの	熱湯・熱い天ぷら油・熱いカレーなどの高温のもの，またはそれらに類するもの
排水処理部の処理機能を妨げるもの	多量の生クリーム・マヨネーズ，サラダ油・天ぷら油などの廃油，たばこの吸い殻・灰，大量の酸性・アルカリ性洗剤，防臭剤，大量の薬品，配管洗浄剤，またはそれらに類するもの

●ディスポーザ使用時の水は適正量流してください。

水を長時間流したままの使用は避けてください。ディスポーザ使用時の水量は機種によって異なりますので、ディスポーザ付属の取扱説明書をご覧ください。一般的には毎分8リットル（親指の太さ程度）の水を流します。



※水を流さないと、粉碎処理が正常にできず、ディスポーザ内部部品がはやく磨耗する原因となります。また、排水管に粉碎生ゴミが堆積し詰まりの原因となります。

※その他、詳細はディスポーザ付属の取扱説明書をご覧ください。

● 処理装置のフタは確実に閉めてください。

処理装置のフタがずれている場合は、危険ですから溝にきちんとはめてください。万一異常が認められた場合は、フタをお取り換えください。



● 処理装置付近で子供を遊ばせないでください。

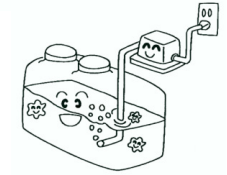
転落事故などによる傷害発生の原因となります。



● フタやブロウの上には、重い物を置かないでください。

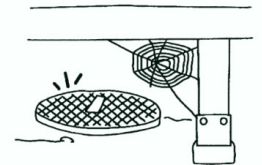
可燃性の物や危険物は遠ざけてください。

装置の故障や破損の原因となります。



● ブロウの電源は絶対に切らないでください。

ブロウが停止すると、処理装置内のバクテリアが死滅し、汚水の浄化機能が停止します。また排水や生ゴミが腐敗するため悪臭を放ちます。



● 床下や物置の中など、維持管理できない場所には、絶対に設置しないでください。

維持管理や汚泥の引き抜きが行えないため、排水処理の障害や悪臭発生の原因となります。

7. 正しい維持管理を

処理装置の維持管理は、専門の業者が行います。その業務について概略をご理解下さい。

(1) 維持管理とは

維持管理とは、処理装置の健康診断のことです。処理装置内の微生物の活動により、休むことなく浄化が行われています。したがって、処理装置の正常な機能を維持し、適正な水質を確保するためには、定期的に保守点検（健康診断）をして、異常の早期発見と適正な清掃、修理（治療）をしなければなりません。これが維持管理です。

この他に1年に1回以上、指定検査機関にて水質検査を実施する必要があります。

※維持管理が不十分だと処理水質悪化の原因になります。

(2) 維持管理の内容

維持管理（保守点検）の業務内容

	内 容		内 容
排 水 処 理 装 置	1. 無機分離槽の貯留物の除去	送 風 機	1. 送気状態の確認
	2. 散気・水流状態の点検		2. 消耗部品の点検、交換
	3. 担体の流動性確認、調整		3. エアフィルターの点検と清掃、 交換
	4. 水位の確認、移流部の清掃		4. その他、各部の点検
	5. 異物の流入状況の確認、除去		
	6. 担体分離槽状況の確認		
	7. 固形物、スカムの除去		
	8. 防虫、防臭などの措置		

維持管理回数

保守点検	2ヶ月に1回以上
水質検査	1年に1回以上
清掃	2ヶ月に1回以上（必要に応じて実施）

維持管理は、弊社が推奨する維持管理業者に委託してください。

処理装置の清掃は、お住まいの自治体の許可を受けた浄化槽清掃業者などに委託してください。

(3) 維持管理の費用

維持管理の費用は、お住まいの地域によって多少異なります。ご契約の際、維持管理業者にお問い合わせ下さい。清掃費、水質検査費などは別料金となり、交換部品（消耗部品含む）、修理費などは実費計算となります。

8. 故障、異常時の対処方法

次のような場合は応急処置を実施して、保守点検業者に連絡して対処を行ってください。

(1) ブロワの異音、振動、停止

ブロワから異音、異常な振動が発生している場合は保守点検業者に連絡してください。

停止している場合はブロワの電源プラグを抜いて保守点検業者に連絡してください。

(2) 悪臭の発生

悪臭が発生している場合は、ブロワが故障している可能性があります。保守点検業者に連絡してください。

(3) マスやマンホールからの発泡

発泡は、洗剤を多く使いすぎた場合に起こることがあります。洗剤の使用を減らして様子を見てください。それでも発泡するようでしたら保守点検業者に連絡してください。

(4) マスやマンホールから水があふれる

マスや処理槽のマンホールから水があふれる場合は配管や処理槽内で詰まりを起こしている可能性があります。なるべく台所での水の使用を避けて保守点検業者に連絡してください。ディスプレイの使用は中止してください。

※もし、保守点検業者と連絡がつかない場合は下記の窓口へ連絡してください。

株式会社ダイキアクシス お客様窓口
〒791-8022 松山市美沢 1-9-1
TEL 0120-171893 FAX (089) 927-1973

保証書（排水処理部）

- ① 本書は、本書記載内容（次項記載）に従って修理を行うことをお約束するものです。
- ② 使用開始日より保証期間中故障が発生した場合は、本書をご提示の上、お買い上げの販売・施工業者または維持管理業者などに修理をご依頼ください。
- ③ 保証書は再発行いたしませんので、大切に保管してください。

* 型式名	DDY-K	型	処理装置製造番号：
-------	-------	---	-----------

保 証 期 間	対象部品	期間（使用開始日より）	駆動部はプロワの設置設備類 を含む
	槽本体	3ヶ年	
	駆動部 内部部品	1ヶ年	

但し、ダイヤフラム、オイル等の消耗部品は除く。

* 据 付 日	平成	年	月	日
* 使用開始日	平成	年	月	日
* 使 用 者 (設置者)	ご住所			
	お名前			
	電 話 ()			

修理記録

年 月 日	内 容	業 者 名
. .		
. .		
. .		

* 施工業者 住 所	
社 名	(印)
電 話 ()	—

* 印欄に記入のない場合は無効となりますので、必ずご確認ください。

株式会社 ダイキアグシス

本社/愛媛県松山市美沢一丁目9番1号 TEL (089) 927-2222

修理規程

1. 取扱説明書に従って正常な使用状態で保証期間内に故障した場合には、無料修理いたします。なお、離島及び離島に準ずる遠隔地への出張を行った場合には、出張に要する実費を申し受けます。
2. 保証期間内に、故障して修理をお受けになる場合は、お買い上げの販売・施工業者または維持管理者にご依頼ください。その際には本書をご提示ください。
3. 保証期間内にご転居の場合には、保証書の書き換えがありますので事前に弊社までご連絡ください。
4. 本書に記入してある施工業者または維持管理者等に修理をご依頼にならない場合には、お近くの弊社窓口へご相談ください。
5. 保証期間内でも次の場合には有料修理になります。
 - (イ) 使用上の誤りによる故障または損傷
 - (ロ) 適切な維持管理がなされていないとき
 - (ハ) 適切な工事がなされていないとき
 - (ニ) 改造や不適切な修理による故障または損傷
 - (ホ) 駆動部の取付場所の移動等による故障または損傷
 - (ヘ) 重量車両の通行・振動による故障または損傷
 - (ト) 火災、地震、水害、落雷、雪害その他の天災地変による故障または損傷
 - (チ) 本書の提示のない場合
6. 本書は日本国内に於いてのみ有効です。
7. その他のご注意事項
 - (イ) 使用者（設置者）は定期的に保守点検、清掃、水質検査を行ってください。これらの費用は保証期間内でも別途ご使用者（設置者）のご負担となります。
 - (ロ) この保証書は「機能」を保証するもので、「性能」を保証するものではありません。
 - (ハ) 本書に使用開始日または据付日、使用者（設置者）、施工業者の記入のない場合及び字句を書き替えられた場合は、この保証書は無効です。
 - (ニ) 補修部品は本製品の製造中止後7年間保有するものとします。

この保証書は本書に明示した期間、条件のもとにおいて無料修理をお約束するものです。したがって、この保証書によってお客様の法律上の権利を制限するものではありません。保証期間経過後の修理については、施工業者、維持管理者または、お近くの弊社窓口にお問い合わせください。